

生活衛生関係営業の 振興に関する検討会 第3次報告書(案)

1. はじめに

平成22年度にいわゆる事業仕分けが行われ、生活衛生関係の補助金の在り方が見直しの対象となり、平成22年9月に設置された生活衛生関係営業の振興に関する検討会（以下、「検討会」という。）の審議を経て、同年12月24日に結論として第1次報告書がとりまとめられた。

予算の仕組みを見直し、補助金が生活衛生関係事業者（以下、「生衛業者」という。）、生活衛生同業組合（以下、「組合」という。）にどう役立っているかを議論する中で、せつかく生衛業者、組合のために設けられている生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下、「生衛法」という。）の規定、その他の制度、すなわち、税制、融資、振興指針が十分に活用されておらず、また、補助金、税制、融資、振興指針などの生活衛生関係営業（以下、「生衛業」という。）の政策支援策が相互に連携が取られていないことなどが議論された。

また、平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定。）において、生活衛生関係営業税制のうち「生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度（以下、「共同利用施設の特別償却制度」という。）」については、「共同利用施設の特別償却制度については、現行制度の適用実績が極めて低調であることに鑑み、生活衛生同業組合等の活動状況、本制度の利用状況等の分析、対象設備等に関する検証を踏まえ、制度の抜本的な見直しに向けた検討を行います」として検討事項に明記された。

さらに、第1次報告書においても「低調となっている要因について精緻な分析を行い、真に望ましい制度の在り方についても検討を進めることが必要」との提言が行われ、生活衛生関係営業に係る税制及び融資制度活性化方策検討ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）を設置することが平成23年1月の検討会で決定された。

これを受けて、専門的・実務的な見地から検討を行うため、平成23年2月16日からワーキンググループにおいて議論を開始したが、3月11日の東日本大震災の後、政府内において東日本大震災への対応を最優先する観点から、しばらくの間、開催の見送りを余儀なくされた。

ワーキンググループの議論が再開されたのは第2回の5月18日で、その後、6月6日、6月16日、7月7日と集中的に検討を重ねた。

ワーキンググループの開催にあたっては、検討会に参加している経営学に関する有識者、生衛業者、地方公共団体、都道府県生活衛生営業指導センター（以下、「都道府県センター」という。）、株式会社日本政策金融公庫の代表に加え、税制、融資の活性化や商工会・商店街との連携の促進について意見を求める観点から中小企業診断士、税理士、商工会、公衆浴場への融資を専門とする信用組合の代表から参加を得、中小企業庁からはオブザーバーの参加を得た。

本報告書の目的は、生活衛生関係営業に係る税制及び融資制度の活性化にあり、平成24年度以降に向けてより効果的な仕組みの構想、制度の運用の改善、普及・広報を通じた利用促進にある。

このため、本検討会では、東日本大震災からの復興など時代の要請を的確に把握し、税制、融資の新たな構想を具体化する観点から、これまでの議論を集約化する形で本報告書を取りまとめた。

あわせて、平成23年度に創設された振興事業促進支援融資制度の利用の際に求められる事業計画書の様式と記入要領をまとめるとともに、一般貸付（組合員以外への生活衛生貸付）に係る都道府県知事の推せん書の見直しについて検討を重ねたので、これに係る改革の方向性についても示した。

政府においては、本とりまとめの内容を生活衛生関係営業に係る税制、融資制度の活性化に向けた具体的な道しるべとして、速やかに税制改正や概算要求の議論を進め、税制改正大綱及び平成24年度予算

政府案のとりまとめに向けた取り組みを行うとともに、東日本大震災からの復興に向けた政策展開が進展することを強く望む。

2. 生衛業を取り巻く状況について

厚生労働省が平成23年4月に16の全国生活衛生同業組合連合会と個別に意見交換を行った内容をもとに、厚生労働省において生活衛生関係営業の全業種に共通する状況を代表的モデルとして作成し、ワーキンググループで検討を行った。

【別紙1】によれば、一般的な生衛業者は、零細経営で、経営者が高齢化して後継者難にあり、また、大規模チェーンストアの進出で経営が容易でない状況が見られる。

この商圈の広い大規模チェーンストアの進出については、地場の小規模零細の生衛業者を廃業に追い込み、移動手段や移動能力が限られる高齢者・障害者等の買い物弱者化や地域住民の生活・衛生水準の低下を招いているとの指摘が一部にあるため、こうした課題への政策支援は重要である。

一方で、生衛業者の強みとして、地域密着型で、質の高い商品づくりを行い、長年続く厚い顧客基盤がある。

この顧客基盤の基礎には生衛業者と顧客の「顔の見える関係」があり、この関係を地域住民との間で継続して保持していくためには、地域住民との交流、良質なサービスの提供を通じた信頼の確保によって基礎付けされていく必要がある。

また、消費者の安心・安全志向、エコ・環境・清潔志向の高まり、少子高齢化、共働き世帯の増加に対応して、「買い物弱者」予備群へのサービス提供等、新たなビジネス機会が生まれてきている様子も見て取れる。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、被災した営業者が立ち上がって被災地の再生・復興に取り組む「絆(支え合い)」の機運が高まると共に、節電や耐震改修への対応に迫られ

ている。

ここでは、今日の生活衛生関係営業に影響を与える外部環境について、

- (1) 少子高齢化、子育て・共働き世帯の増（社会的孤立の懸念への対応）
- (2) 環境、エコ、清潔、快適に対する意識、消費者選好の高まり
- (3) 震災復興と節電
- (4) 安全、安心への要求の高まり

の4項目に整理する。

3. 生衛業の直面する強み、弱みと具体的対応

生衛業者は、各々の強みを伸ばし、弱みを克服する観点から、各々の対応が図られているところであるが、これらを一括りにまとめた。

また、今後の税制改正要望や概算要求の議論に資するよう、関係する税制及び融資制度について、現状の分析と検討を積み重ねながら基本的方向性について整理した【別紙2】。

2. で整理した今日の生活衛生関係営業に影響を与える外部環境に即して整理すれば、

- (1) 少子高齢化の影響による買い物弱者を生まないようにする観点から、商店街の再生が求められ、これを可能にする組合が、買い物バス（コミュニティバス）や移動販売バス・移動屋台バスの共同運行や出前サービスなどを進めることが考えられる。

また、後継者難や経営者の高齢化に対応するため、従業員の生産性・定着率の向上、多様な人材の能力活用を図る観点から、共同研修施設の設置による知識・技術の習得を図ることも重要である。

- (2) 環境、エコ、清潔、快適ニーズの高まりに対応するため、共同集配事業の実施や営業施設のグリーン化・環境負荷低減・受動喫煙防止に資する共同利用機器の導入を促すことが必要であ

る。

- (3) 震災復興、節電は、「絆」(支え合い)で危機を乗り切る観点から、クリーニング業において被災業者が共同で洗濯物の処理を行うクリーニング所の設置や理容業・美容業において共同の理容室・美容室を設置し、被災者支援をする取り組みが進んでおり、こうした取り組みへの支援が必要である。

また、節電行動の徹底が求められるなか、節電・非常用需要に対応する蓄電設備、自家発電用設備の導入、太陽光発電等再生可能エネルギーの普及促進に資する共同利用機器を導入促進も重要である。

ところで、こうした「絆」(支え合い)、別の言葉で言い換えるならば、ソーシャル・キャピタル(人と人のつながりやそこから生じる信頼関係)については、非競合性と非排除性の両方を持つ公共財としての側面を有しており、これら財の供給の担い手としての役割を生衛業は期待されている。

これまで、生衛業は、商店街や住宅地において、生活に密着したサービスを提供し、町の活性化や地域住民の生活に潤いを与えてきたところであるが、一部の積極的な取り組みを行う商店街においては、地方公共団体や周辺のサービス事業者、商店街振興組合等との共同の取り組みや連携を図りつつ、生衛業が地域コミュニティ機能の中心的役割を果たすことで、商店街の活性化を導き出すなど、生衛業の経済活動が商店街など別の経済主体に良い影響を及ぼす波及効果を有している。

生衛業は生活需要に応じたサービス提供や雇用の受け皿としての機能だけでなく、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活の基盤を支える機能や地域の人々が集う「場(サロン)」としての機能をも含んでおり、地域コミュニティの主体的担い手としての高い潜在的な能力を持ち合わせている。

今後、地域の商店街が、生衛業の参画をキーとしてソーシャル・キャピタルの蓄積とそれを生かした活性化(絆の形成)やサー

ビス提供が行えるようにするためには、国は生活衛生関係営業対策事業費補助金の活用などによる積極的な支援や事例の収集及び情報発信に最大限努めることが求められる。

また、こうした商店街の活性化に向けた取り組みを契機として、魅力ある生活衛生同業組合の組織づくりや経営の健全化につながることも重要な視点である。

- (4) 安全・安心については、生食用食肉を扱う施設における食中毒事件の再発防止を行う観点から衛生器具の導入を図ること、東日本大震災で被災した生衛業者の営業再開、組合会館（共同利用施設）の耐震診断、耐震改修の重要性が高まっている。

4. 税制、融資の措置の活用

2. 3. で整理した生衛業を取り巻く環境とこれに対する対応の基本的方向性を踏まえ、生活衛生関係営業に係る税制、融資の促進が求められる事項を整理する。

- (1) 少子高齢化等への対応に関しては、後継者難を克服し、また、商店街の再生や地域の活性化を図る観点から、組合による研修施設やボランティア・チェーンの共同資材ヤード、共同購入資材配送用車両の購入、共同の買い物バス（コミュニティバス）や移動販売バス・移動屋台バスの共同運行の促進が求められる。

このうち、ボランティア・チェーン化については、大手との価格差を解消し、独自のサービスで差別化を図る観点からも重要である。

ところで、組合員の競争力を強化し顧客満足度を高めるボランティア・チェーン組織としていくためには、本部としての組合が戦略的立案や管理機能を発揮するとともに、参加する組合員を増やす等のチェーン強化機能を有することが必要である。

このため、組合員指導に必要な高度な知識と技術の習得を図り、組合員の経営分析、店舗の改装計画、経営計画の指導方法などが学べるような研修を開催するなどソフト面の対策が大切

になってくる。

これに対処する方策としては、例えば、(財)全国生活衛生営業指導センター(以下、「全国センター」という。)や都道府県センターが、大手ボランティア・チェーンの戦略事例などを交えた研修を企画することなどが考えられる。

なお、共同理容・美容研修施設については、理容業において平成5年度に、美容業において平成6年度、平成8年度及び平成13年度にそれぞれ実績があり、美容業の複数の生活衛生同業組合において、共同美容研修施設の取得に向けた、新たな検討が行われている。

また、共同購入資材配送用車両については、美容業において平成7年度及び平成10年度に、クリーニング業において平成22年度にそれぞれ実績があり、送迎バスについては、ホテル・旅館業において平成10年度及び平成12年度に、クリーニング業において平成9年度にそれぞれ実績がある。

- (2) 環境、エコ等に関しては、平成23年度に導入された公害防止用設備の特例措置(エコ・クリーニング機減税)の活用を進めると共に、地球環境保全の観点から、電気自動車充電設備の普及促進や資材の共同運送車の導入促進が求められる。

なお、公害防止用設備の特例措置については、平成23年度税制改正において制度の見直しが行われ、対象設備をテトラクロロエチレン溶剤又はフッ素系溶剤を用いるドライ機とされた経緯があり、対象設備の取得を促すとともに、保有段階における軽減措置についても、公害防止の政策効果を実効的に及ぼすため、取得段階と整合的な軽減措置としていく必要があり、所要の措置を講ずることが望まれる。

- (3) 震災復興、節電に関しては、クリーニング業や理容業・美容業等において、組合が主導する形で被災営業者が共同してクリーニング物の処理を行う工場や理容室、美容室を設置し、他の被

災者を支援しようとする取り組みが複数の地域で進んでおり、こうした取り組みへの支援が求められる。

旅館業等の24時間型営業施設や、冷蔵施設、製氷施設を24時間必要とする各営業者が蓄電設備や自家発電用設備を導入するための融資の推進も求められる。

このため、政府は生衛法に定める振興指針や税制・融資制度等において必要な検討を行うこと。

(4) 安全・安心に関しては、耐震改修を行う組合への税制措置、各店舗については低利融資制度が求められる。

生食用食肉を扱う施設における重大な食中毒事件などを契機に、組合が果たす保健衛生の役割への認識が高まっており、組合への加入促進を含め、都道府県センターにおける丁寧な指導が求められる。

なお、共同利用施設の特別償却制度の適用については、制度創設以後、平成13年度まではコンスタントに見られてきたが、平成14年度から平成21年度までは適用がなく、平成22年度に2件となっている。

これら低迷の要因としては、景気動向の見通しに不安・不透明感があるとともに、収益の悪化や資金調達の難しさを背景に、設備投資意欲が弱含み、新規の設備投資に慎重にならざるを得ないこと（平成23年1月～3月期の生衛業の設備投資実施割合は前年比1.0ポイント低下の8.5%となっている（株式会社日本政策金融公庫総合研究所「生活衛生関係営業の景気動向等調査結果」による））、制度創設当初に取得した施設の建て替えサイクルを伸張していること、などが検討の過程で指摘された。

一方で、これまで見てきたように、共同利用施設の取得については、現在、東日本大震災も踏まえ、新たな検討が行われているほか、制度創設前後に取得した共同利用施設の建て替え需要などが見込まれている。

また、東日本大震災の発生を受けて、復旧等の必要が高まるとともに、被災していない地域にあっても、耐震改修等への意識が高まっており、共同利用施設の改修等も見込まれている。

生衛業は国民生活と極めて密着し(全産業589万事業所のうち19.5%、全従業者5,844万人のうち11.4%)、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策という視点は特に重要である。

共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生衛業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和54年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により条文化され、昭和55年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店やチェーンストアの増加が相次ぐなど生衛業を取り巻く環境は総じて厳しいことから、引き続き政策税制としての役割を維持していく必要がある。

以上踏まえれば、対象設備の利用促進を上記(1)～(4)の分野に重点化した上で、現行の政策税制を維持することが必要である。

ところで、旅館・ホテルについては、安定した顧客を確保するためには、遅滞なく改修やリノベーションを行っていく必要があり、その固定資産税評価の逓減率が少ない(なかなか固定資産税が安くならず、下がる前に修繕が行われ、評価額が高くなってしまう)問題があり、平成22年12月の税制改正大綱で「観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産税評価については、当該家屋の使用実態等を把握するとともに、家屋類型間の減価状況のバランスを考慮するための実態調査を行うなど、できるだけ速やかに検討を行います。」とされている。

このため、政府は、ホテル・旅館の税制に関する検討会等を通じて当該家屋の使用実態の調査を行うなどし、税制改正要望に向けた必要な措置を講ずること。

税制の活性化に向けては、本検討会やワーキンググループにおける調査・分析、議論を基礎に、組合や生衛業者向けにイラストを多用した事例集や動画コンテンツの作成など分かりやすく示すなど、制度の周知・広報を含めた活用促進策が求められる。

その際は、国、都道府県といったいわゆる行政ルートのみならず、組合組織の活性化という観点からも、全国センターや都道府県センターなどにおいて、インターネットやパンフレット、研修会、調査研究など多様なチャンネルを通じて情報発信に最大限努めることが必要である。

また、共同利用施設の特別償却制度については、経済・社会の構造変化に合わせ、対象設備について絶えず検討を加えることも必要である。

融資制度の活性化に向けては、借り手はその個々の状況に応じ、金利の高低、借りやすさ、生活衛生融資以外の金融手段との関係などを考慮し選択しているので、そうした観点を含め、制度を改善し、周知を図ることが求められる。

5. 一般貸付（組合員以外への生活衛生貸付）に係る都道府県知事の推せん書の見直しについて

生活衛生貸付のうち一般貸付については、都道府県知事（又は知事の委託を受けた都道府県センター）が発行する「推せん書」の添付が求められており、これについて、融資を受けようとする者の負担軽減の観点から廃止又は推せん書の添付を必要とする基準（300万円超）の引き上げが必要とする意見と、丁寧な指導を通じて、新規に開業等を行おうとする者が融資を受けやすくする観点から、推せん書を

必要とする基準を寧ろ引き下げるべきとの意見とが出された。

推せん書の廃止又は推せん書を必要とする基準額の引き上げの意見の理由は、推せん書発行のために窓口申請の際には、都道府県ごとに一か所しかない事務所に県内各地の居住（営業）地から出店する県に出向く必要があり、煩雑であり、この手続の対象が廃止等されれば、より迅速な融資が実施できるとの主張である。

推せん書発行に際しての審査基準がもともと昭和42年に策定されたもので古く、業者間の過当競争を招くおそれのないものであること、という、今日の状況には合わない基準が残っていることなども理由にされている。

一方で、推せん書を必要とする基準額の引き下げの意見の理由は、新規開業者等に対して、都道府県又は委託を受けた都道府県センターによる衛生・経営全般の指導を通じて、公庫窓口で融資を受けやすい書類準備と指導を促すことができるとの主張である。

推せん書発行の窓口については、都道府県センターに委託される例が増えており、47都道府県のうち、平成23年4月現在で32の都道府県センターにその発行の事務が全部委託されており、残りの県のうち、6県において一部の事務が都道府県センターに委託され、8県においては全ての事務を県が実施している。

ワーキンググループの中で繰り返し議論を行った結果として、国民の安全・安心への要求の高まりも鑑みると、審査基準が時代の要請に合わなくなってきた側面があるが、新規開業等する営業者が日本政策金融公庫の貸付方針や行政方針に適合するように指導する機能は、衛生・経営の両面にわたり有意義である。

このため、審査基準そのものについて、昭和42年に決定されてから大きな見直しをしていないことから、これについても、時代の要請に適合した内容に改定することが望ましい。

とりわけ、昨今の安全意識の高まりの中で、衛生管理の観点を都道府県センターで確認を行い、推せん書発行の時点で、保健所への届出

等に向けての指導にもつながるようにすることが望ましい。

また、現状では、推せん書発行を行う機関が各都道府県により本庁で行う場合と都道府県センターで行う場合に分かれている現状にあり、可能であれば、都道府県センターが生衛業者の指導を行う機能を十分に発揮できるよう、推せん書発行業務については、都道府県センターへの委託について、厚生労働省から各都道府県に要請を行ってはどうか。

以上により、審査基準の改正や推せん書発行機関の体制が整備されるなど一定の条件が満たされることを前提に、基準額を引き下げることとしてはどうか。

その間に、融資がどのように円滑に行われるか、また、都道府県センターからの組合に係る情報提供が進み、どれだけ組合加入促進が図られるか等の効果について検証を行うことが求められる。

なお、この問題は、個々の営業者が開業や事業経営等に困った際に、公庫や指導センターの指導、相談体制が、その受け皿として十分な役割を果たしていない、又はその機能が十分に周知されていないことから、推せん書の必要性が理解されず、その発行が営業者にとって負担（煩雑なもの）と考えられていることが起因しているのではないかと。

こうした営業者への相談に当たっては、融資の際の相談だけでなく、日頃からの連携により、親近感を持ってもらうことが長期的には公庫や指導センターへの理解や活用、ひいては融資拡大に繋がっていくものと考えられることから、融資の申込みも含めたあらゆる機会を捉えて営業者との関係を構築するとともに、営業者がどのような指導や情報を必要としているのかを把握し、その指導内容や情報の質（魅力）を高めつつ、公庫、指導センター、組合が、それぞれが得意とする分野や特徴を活かしてその役割分担を明確にするべきではないかと。

また、その指導・情報提供の体制、手法については、個々の営業者への直接的な対応と、IT（情報技術）を活用した情報の提供などの不特定多数の営業者への間接的な対応の両面から、質、量ともに充実

強化を図るべきではないか。

以上を踏まえ、とりわけ都道府県センターの機能強化を図るためには、職員、相談員の資質が営業者の指導に十分対応できることが必要である。

国内各ブロック、全国での実践的な研修や情報交換会を行うなど、都道府県指導センター間での切磋琢磨を促してはどうか。

6. おわりに

本報告は、第1次報告書の提言に基づく税制及び融資制度の活性化方策の検討のみならず、東日本大震災を踏まえた生衛業の取り巻く状況やこれに対する政策対応についてもとりまとめたものである。

本報告に盛り込まれた提言や改革の方向性を受け止めて、今後、平成24年度概算要求、平成24年度税制改正大綱において、それぞれ、適切に対応されるよう求めたい。

また、税制、融資制度の活性化に向けては、制度の拡充のみでなく、制度利用の手続きの見直し、制度認知度の向上等の広報・普及も重要である。

広報・普及については、厚生労働省や全国生活衛生営業指導センターが取り組むのは当然として、直接に生衛業者と相談・指導に関わる都道府県センター、保健所、各組合において、制度の周知を図ることが求められる。

生活衛生関係営業を取り巻く状況について

生活衛生関係営業の全業種に共通する状況(代表的モデル)

	プラス面	マイナス面
内部環境	<p>強み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域密着型営業 ②オリジナルな商品提供・店づくり ③長年築いた厚い顧客基盤 ④低い営業費用 	<p>弱み</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤零細な個人(家族)経営 ⑥後継者難 ⑦経営者の高齢化
外部環境	<p>機会</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧消費者の安心・安全志向 ⑨高齢者、子育て・共働き世帯の増によるサービス提供機会の増加(買い物弱者対策) ⑩エコ・環境・清潔・快適へのニーズ 	<p>脅威</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑫参入障壁が低い ⑬大規模チェーン店の進出 ⑭市場の成熟

⑪「絆」(支え合い)

東日本大震災

⑮節電への対応
⑯耐震改修ニーズの高まり

※全国生活衛生同業組合連合会との意見交換を基に厚生労働省が作成

※内部環境

自社のブランド力、人材、キャッシュフローなど

※外部環境

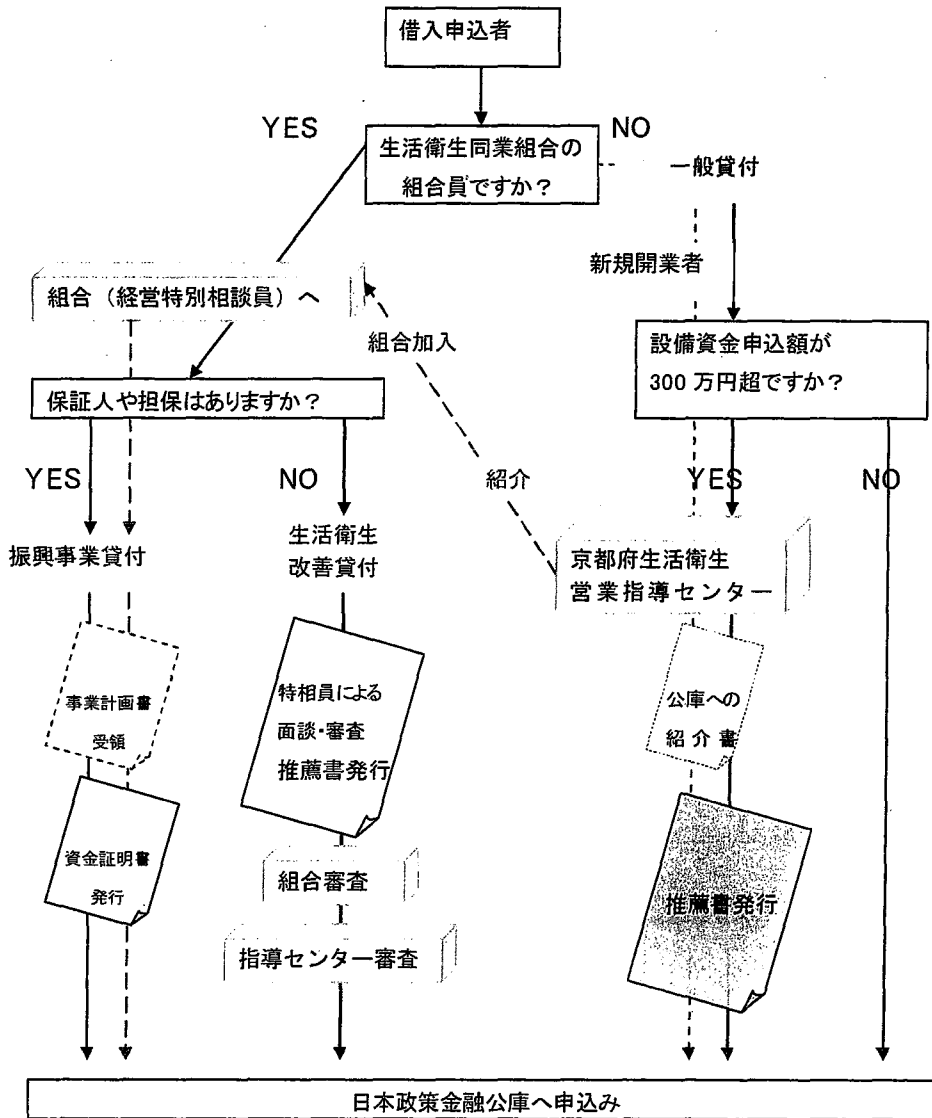
競合他社、顧客、マクロ環境(人口、景気、技術革新、ライフスタイルなど)など

生活衛生関係営業を取り巻く状況への政策対応について

	生活衛生関係営業の強みと弱み	今日の政策課題	具体的政策対応	税制及び融資制度による対応
強み	① 地域密着型営業	➢ ⑪「絆」(地域の支え合い)の意識の高揚	➢ 被災地における共同工場(クリーニング)、共同店舗(理容・美容)	【税制】 ・共同利用施設 【融資】 ・災害貸付
	② オリジナルな商品提供 ③ 長年築いた厚い顧客基盤 ④ 低い営業費用	➢ ⑩ 環境・エコ・清潔・快適ニーズの高まり	➢ 共同集配の実施 ➢ エコ・クリーニング機の導入促進 ➢ 受動喫煙防止 ➢ 営業施設のグリーン化・環境負荷低減	【税制】 ・共同利用施設 ・公害防止用設備 【融資】 ・振興事業貸付(共同利用設備) ・一般貸付・振興貸付(省エネ設備) ・健康・福祉増進貸付 ・制度拡充
弱み	⑤ 秀細な個人家族経営 ⑬ 参入障壁が低い ⑭ 大規模チェーン店の進出 ⑮ 市場の成熟	➢ ボランティア・チェーン化による競争力維持 ➢ 担保資産に応じた金利設定	➢ 共同購入資材バックヤード ➢ 共同購入資材配送車両 ➢ 保全別金利を進めるための環境整備	【税制】 ・共同利用施設 【融資】 ・振興事業貸付(共同利用設備) ・一般貸付
	⑥ 後継者難 ⑦ 経営者の高齢化	➢ 従業員の生産性・定着率向上 ➢ 多様な人材の能力活用	➢ 共同研修施設の設置による知識・技術の習得	【税制】 ・共同利用施設 【融資】 ・振興事業貸付(共同利用設備)

	生活衛生関係営業の機会と脅威	今日の政策課題	具体的対応	税制及び融資制度による対応
機会	⑧ 消費者の安心・安全志向	➢ 生食用食肉を扱う施設における重大な食中毒事件を踏まえた再発防止	➢ 衛生水準を維持するための衛生器具の導入	【融資】 ・一般貸付・振興事業貸付(衛生設備)
	⑨ 高齢者、子育て世代の増加によるサービスの提供機会(買い物弱者対策)	➢ 生衛業の参画による商店街の活性化 ➢ 地域コミュニティの再生	➢ 買い物バス(コミュニティバス)の共同運行 ➢ 移動販売バス・移動屋台バスの共同運行	【税制】 ・共同利用施設 【融資】 ・振興事業貸付(共同利用設備)
脅威	⑮ 節電への対応	➢ 発電施設の損壊による電力供給が継続する中での節電行動の徹底	➢ 節電・非常用需要に対応する蓄電設備、自家発電設備の導入 ➢ 太陽光発電等再生可能エネルギーの普及促進	【税制】 ・共同利用施設 【融資】 ・制度拡充
	⑯ 耐震改修ニーズの高まり	➢ 東日本大震災を踏まえた建築物の耐震化の促進	➢ 建築物(組合会館・営業施設)の耐震診断 ➢ 建築物(組合会館・営業施設)の耐震改修	【税制】 ・共同利用施設 【融資】 ・環境対策関連貸付

生活衛生融資の流れ（京都府）



都道府県知事の推薦書発行事務の実施状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
県指導センターに委託(一部委託を含む)	32	33	35	36	36	37	31	38
都道府県で実施	15	14	12	11	11	10	10	9
県指導センターへの委託に移行した府県		岩手県	秋田県 沖縄県	徳島県 石川県		愛媛県		京都府

推薦書発行事務を直接実施している府県： 青森県、神奈川県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、高知県

推薦事務制度の変遷

昭和42年 推薦制度発足

昭和43年 申込金額50万円を超えるものを対象

昭和51年 申込金額が100万円を超えるものを対象

昭和58年 推薦事務の一部を都道府県指導センターへ委託可能

推薦書交付願に「衛生管理状況」を添付(昭和59年1月より実施)

平成6年 申込金額が300万円を超えるものを対象

平成12年 推薦事務の全部を都道府県指導センターへ委託可能

【平成22年度】一般貸付融資実績(直接扱)

(単位:件、千円)

	一般貸付	
	件数	金額
～1,000	656 (14%)	487,142 (2%)
1,001～2,000	860 (18%)	1,450,226 (7%)
2,001～3,000	1,019 (22%)	2,866,840 (14%)
3,001～4,000	237 (5%)	910,010 (4%)
4,001～5,000	461 (10%)	2,237,690 (11%)
5,001～	1,425 (31%)	13,177,823 (62%)
合計	4,659	21,129,731

※一般貸付の他、特例貸付(受動喫煙防止資金等。平成22年度21件67,300千円。知事の推薦状が必要となる。)

別 添

株式会社日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)
貸付利率一覧表

適用日:平成23年 6月 9日・年利:%

	基準利率	振興貸付 運転利率 ①	特別利率 ①	振興貸付 運転利率 ②	特別利率 ②	特別利率 ③	振興貸付 設備利率	浴場利率	経営改善 利率
		振興事業促進 支援融資制度	標準営業的款取 金運転資金 近代化設備等	振興事業促進 支援融資制度	省工ネルギー 設備資金等	振興事業設備 等	振興事業促進 支援融資制度	浴場近代化設 備等	生活衛生関係 営業経営改善 資金
貸付対象者		組合員	組合員	組合員		組合員	組合員		
5年以内	2.15	2.00	1.75	1.60	1.50	1.25	1.10	0.75	1.85
5年超6年以内	2.25	2.10	1.85	1.70	1.60	1.35	1.20	0.85	1.85
6年超7年以内	2.35	2.20	1.95	1.80	1.70	1.45	1.30	0.95	1.85
7年超8年以内	2.45	-	2.05	-	1.80	1.55	1.40	1.05	1.85
8年超9年以内	2.45	-	2.05	-	1.80	1.55	1.40	1.05	1.85
9年超10年以内	2.55	-	2.15	-	1.90	1.65	1.50	1.15	1.85
10年超11年以内	2.65	-	2.25	-	2.00	1.75	1.60	1.25	-
11年超12年以内	2.75	-	2.35	-	2.10	1.85	1.70	1.35	-
12年超13年以内	2.85	-	2.45	-	2.20	1.95	1.80	1.45	-
13年超14年以内	2.95	-	2.55	-	2.30	2.05	1.90	1.55	-
14年超15年以内	2.95	-	2.55	-	2.30	2.05	1.90	1.55	-
15年超16年以内	3.05	-	2.65	-	2.40	2.15	2.00	1.65	-
16年超17年以内	3.15	-	2.75	-	2.50	2.25	2.10	1.75	-
17年超18年以内	3.15	-	2.75	-	2.50	2.25	2.10	1.75	-
18年超19年以内	3.25	-	2.85	-	2.60	2.35	2.20	1.85	-
19年超20年以内	3.25	-	2.85	-	2.60	2.35	2.20	1.85	-
20年超21年以内	3.35	-	2.95	-	2.70	2.45	-	1.95	-
21年超22年以内	3.35	-	2.95	-	2.70	2.45	-	1.95	-
22年超23年以内	3.45	-	3.05	-	2.80	2.55	-	2.05	-
23年超24年以内	3.45	-	3.05	-	2.80	2.55	-	2.05	-
24年超25年以内	3.45	-	3.05	-	2.80	2.55	-	2.05	-
25年超26年以内	3.55	-	3.15	-	2.90	2.65	-	2.15	-
26年超27年以内	3.55	-	3.15	-	2.90	2.65	-	2.15	-
27年超28年以内	3.55	-	3.15	-	2.90	2.65	-	2.15	-
28年超29年以内	3.55	-	3.15	-	2.90	2.65	-	2.15	-
29年超30年以内	3.65	-	3.25	-	3.00	2.75	-	2.25	-

振興事業促進支援融資制度(事業計画策定者に係る利率低減措置)の融資実績(平成23年4月)

業種	件数	金額
飲食店営業・喫茶店営業	32	142,460
食肉販売業	1	20,000
理容業	8	25,900
美容業	21	74,450
旅館業	2	36,000
クリーニング業	3	8,500
総計	67	307,310

(内訳)

(単位:件、千円)

運転資金		設備資金	
7	24,040	25	118,420
0	0	1	20,000
2	2,000	6	23,900
4	9,250	17	65,200
1	20,000	1	16,000
0	0	3	8,500
14	55,290	53	252,020

生活衛生関係事業者が利用できる普通貸付の主な貸付制度

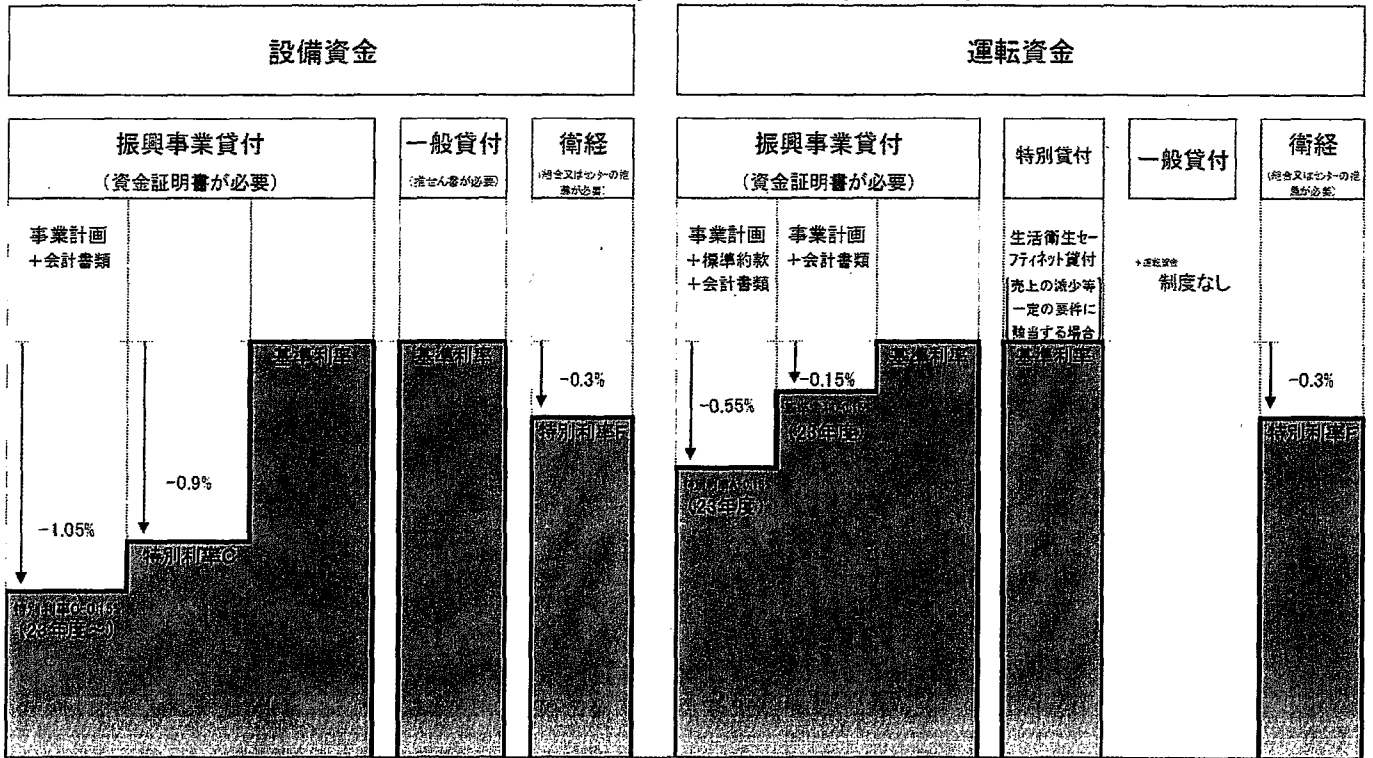
普通貸付		貸付条件		
		貸付限度	貸付期間	貸付利率
一般貸付 (注)		4,800万円 (特定設備7,200万円)	運転資金: 7年以内 設備資金: 10年以内 (特定設備: 20年以内)	運転資金: 基準利率 設備資金: 基準利率
特別貸付	新企業育成貸付 〔女性、若者/シニア 起業家資金〕	7,200万円 〔うち運転資金 4,800万円〕	運転資金: 7年以内 設備資金: 15年以内	運転資金: 基準利率 設備資金: 特別利率A
	企業活力強化貸付 (企業活力強化資金)	7,200万円 〔うち運転資金 4,800万円〕	運転資金: 7年以内 設備資金: 20年以内	運転資金: 基準利率 特別利率C (中心市街地関連) 設備資金: 基準利率・特別利率A 特別利率C (中心市街地関連)
	セーフティネット貸付 (経営環境変化資金)	4,800万円	運転資金: 7年以内 設備資金: 15年以内	運転資金: 基準利率 設備資金: 基準利率
経営改善貸付 (マル経)		1,000万円	運転資金: 5年以内 設備資金: 7年以内	運転資金: 特別利率F 設備資金: 特別利率F

(注)生活衛生関係事業者は一般貸付の設備資金の対象とならない。運転資金のみ対象。

生活衛生貸付の主な貸付制度

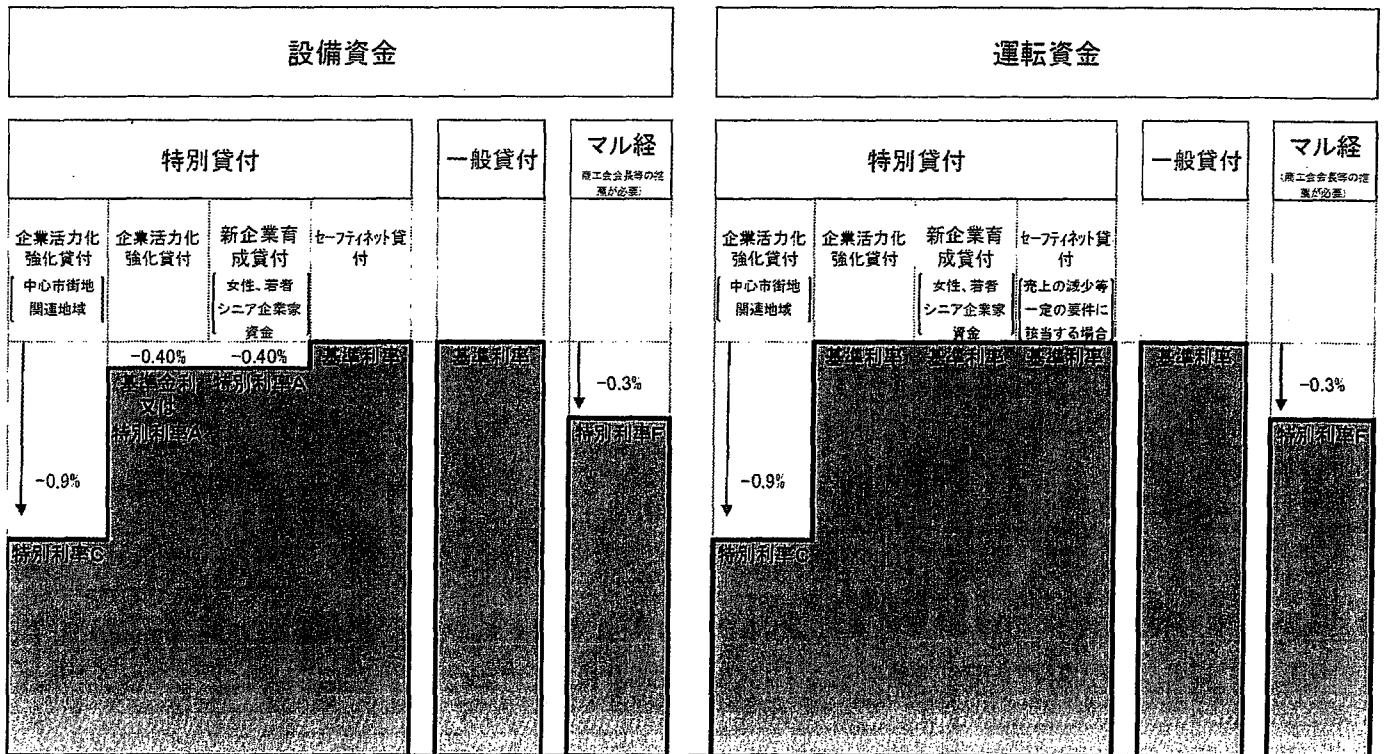
生活衛生貸付		貸付条件		
		貸付限度	貸付期間	貸付利率
一般貸付		7,200万円 (旅館業4億円 公衆浴場3億円など)	設備資金: 10年以内 (特定設備: 20年以内)	設備資金: 基準利率
振興貸付		1億5,000万円 (旅館業7億2千万円など) 〔うち運転資金 5,700万円〕	運転資金: 7年以内 設備資金: 15年以内	運転資金: 基準利率 基準-0.15% 特利A-0.15% 設備資金: 基準金利 特別利率A 特別利率C 特利C-0.15%
特別貸付	セーフティネット貸付 (経営環境変化資金)	別枠5,700万円	運転資金: 7年以内	運転資金: 基準利率
経営改善貸付 (衛経)		1,000万円	運転資金: 5年以内 設備資金: 7年以内	運転資金: 特別利率F 設備資金: 特別利率F

生活衛生貸付の金利の水準



- * 衛生設備については、振興事業貸付・一般貸付ともに特別利率Cが適用される。
- * 一般貸付において、一般公衆浴場業にかかる設備資金(浴場施設設備等)については、特別利率E(基準利率-1.4%)が適用される。
- * 「第三者保証人等を不要とする融資」を利用する場合は、0.65%上乗せ。
- * 「新創業融資制度」を利用する場合は、1.65%(法人企業の代表者等を保証人とする場合は1.55%)上乗せ。

普通貸付の金利の水準



- * 生活衛生関係事業者は一般貸付の設備資金の対象とならない。運転資金のみ対象。
- * 「第三者保証人等を不要とする融資」を利用する場合は、0.65%上乗せ。
- * 「新創業融資制度」を利用する場合は、1.65%(法人企業の代表者等を保証人とする場合は1.55%)上乗せ。

〈生活衛生同業組合の組合員の皆さまへ〉

東日本大震災復興特別貸付のご案内

平成23年度第1次補正予算の成立を受け、生活衛生関係営業を営む皆さま向けの融資制度「東日本大震災復興特別貸付」を創設し、5月23日（月）から取扱いを開始しました。

「東日本大震災復興特別貸付」のポイント

1. 制度概要

既存の震災対応融資制度の融資条件を大幅に拡充

2. 主な拡充内容

〈ご融資限度額の拡大〉

直接被害および間接被害を受けた方のご融資限度額の上乗せ可能額を倍増
(3,000万円 → 6,000万円)

〈利率の引き下げ〉

適用利率の大幅な引下げ
(3,000万円の範囲内)

直接被害を受けた方は貸付後3年間▲0.9% → 全て▲1.4%引下げ
間接被害を受けた方は貸付後3年間▲0.9% → 最大▲1.4%引下げ

※ご利用には市町村等が発行する罹災証明書等が必要です。

「東日本大震災復興特別貸付」の概要

ご利用いただける方	ご融資限度額	ご返済期間 〈据置期間〉	利率（年利）
・震災により直接被害を受けた方 ・原発事故に係る警戒区域等（注1）内に事業所を有する方	6,000万円 （上乗せ）	設備資金（注2） 20年以内 （5年以内）	【融資後3年間】（限度額3,000万円） 基準利率より1.4%引下げ（注3） 【4年目以降】（注2） 基準利率より0.5%引下げ（注3）
間接被害を受けた方 （上記対象者の方と一定以上の取引がある方）		設備資金（注2） 15年以内 （3年以内）	【融資後3年間】（限度額3,000万円） 基準利率より最大1.4%引下げ （注3）（注4） 【4年目以降】（注2） 基準利率より最大0.5%引下げ （注3）（注4）
その他震災の影響により、売上等が減少している方など（風評被害等による影響を含む）	5,700万円	運転資金 8年以内 （3年以内）	基準利率より最大0.5%引下げ（注4）

（注1）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域をいいます。

（注2）適用する融資制度に定める融資条件が「東日本大震災復興特別貸付」に掲げる条件より有利となる場合は当該融資条件が適用されます。

（注3）振興事業促進支援融資制度を適用した場合は、さらに利率が0.15%引下げとなります。

（注4）売上高等の減少で0.3%引下げ、雇用の維持・拡大を要件に0.2%引下げとなります。

（※）審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

事業資金相談ダイヤル

（行こうよ！公庫）



0120-154-505

※ 音声ガイダンスが流れた後「1」番を押してください。



日本政策金融公庫

国民生活事業

<http://www.jfc.go.jp/k/>

特別利率適用施設設備一覧表等[会社及び個人]

1 一般貸付及び振興事業貸付共通設備資金

飲食店営業	喫茶店営業	食肉販売業	食鳥肉販売業	水産販売業	理容業	美容業	興行場営業	旅館業	一般公衆浴場業	クリーニング業
換気設備 ③	換気設備 ③	蒸気噴霧掃除機 ③	蒸気噴霧掃除機 ③		消毒設備 ③	消毒設備 ③	換気設備 ③	換気設備 ③	浴場施設・設備 浴	溶剤排出防止設備 ③
消毒設備 ③	消毒設備 ③				換気設備 ③	換気設備 ③		滅菌機 ③	土地 浴	換気設備 ③
					タオル蒸器 ③	タオル蒸器 ③		循環ろ過機 ③		
				省エネ建築設備等 ②				消毒設備 ③		
		省エネ建築設備等 ②	省エネ建築設備等 ②	省エネ建築設備等 ②			省エネ建築設備等 ②	観光関連設備 ③		
省エネ建築設備等 ②	省エネ建築設備等 ②			給排水衛生設備 ①					省エネ建築設備等 ②	省エネ建築設備等 ②
		給排水衛生設備 ①	給排水衛生設備 ①	氷室 ①	省エネ建築設備等 ②	省エネ建築設備等 ②	空気調和設備 ①			
調理場 ①	調理場 ①	冷凍(蔵)設備 ①	冷凍(蔵)設備 ①	アイスカッター ①			給排水衛生設備 ①		マッサージ機 ①	洗場 ①
給排水衛生設備 ①	給排水衛生設備 ①	計量器 ①	計量器 ①	ストッカー ①	洗髪設備 ①	洗髪設備 ①	入場券自動販売機 ①	省エネ建築設備等 ②	冷蔵庫 ①	クリーニング設備 ①
厨房設備 ①	厨房設備 ①				ラザーミキサー ①	ラザーミキサー ①	映写用設備 ①	電気自動車用充電設備 ②		ボイラー ①
								クリーニング-自動車 ②		ドライクリーニング溶剤貯蔵缶 ①
								調理場 ①		ボイラー-燃料貯蔵所 ①
								給排水衛生設備 ①		共同洗濯工場 ①
								厨房設備 ①		
								浴槽 ①		
								深井戸、深井戸用ポンプ ①		
								洗濯設備 ①		

(注) 表中、「①」は特利①を、「②」は特利②を、「③」は特利③を、「浴」は浴場利率をあらわす。

2 振興事業貸付設備資金

次表に掲げる施設又は設備について特利③(振興事業に係るものであること及び事業者の会計書類を準備していることを確認し、事業計画書の検証を受けた者については特利③-0.15%)を適用する。

飲食店営業	喫茶店営業	食肉販売業	食鳥肉販売業	水産販売業	理容業	美容業	興行場営業	旅館業	一般公衆浴場業	クリーニング業
厨房設備	厨房設備	冷凍(蔵)設備	冷凍(蔵)設備	配送用車両			映写用設備	厨房設備	教養娯楽・健康コーナー	診断用カウンター
空気調和設備	空気調和設備	空気調和設備	空気調和設備	冷凍設備	空気調和設備	空気調和設備	音響設備	空気調和設備	サウナ施設	洗濯物診断店表示設備
価格表示設備	価格表示設備	解凍庫	解凍庫	アイスクラッシャー	循環式同時給湯設備	循環式同時給湯設備	舞台装置	洗濯脱水・乾燥機	家族風呂施設	洗濯・脱水(液)機
仕入・配送用車両	仕入・配送用車両	作業用設備	作業用設備	電気缶	洗濯・脱水機・乾燥機	洗濯・脱水機・乾燥機	椅子	駐車場設備	コインランドリー	洗濯脱液乾燥機
音響設備	音響設備	揚(焼)物機器	揚(焼)物機器	情報近代化設備	毛髪・頭皮関連機器	毛髪・頭皮関連機器	空気調和設備	送迎車	駐車場設備	ランドリー用乾燥機
業務用家具	業務用家具	計量器	計量器	防犯設備	業務用家具	業務用家具	駐車場設備	ボイラー	情報近代化設備	ドライ用乾燥機
駐車場設備	駐車場設備	仕入・配送用車両	仕入・配送用車両	AED	店舗標識灯	店舗標識灯	入場券自動販売機	レジャー機器	全自動手指洗浄消毒器	プレス機
情報近代化設備	情報近代化設備	真空包装機	真空包装機		ワゴン式ヘアセット	ワゴン式ヘアセット	自動監視設備	寝具	防犯設備	有気圧ボイラー
全自動手指洗浄消毒器	全自動手指洗浄消毒器	ソーセージ製造機	情報近代化設備		洗髪設備	洗髪ユニット設備	情報近代化設備	音響設備	自動券売機	コンプレッサー
防犯設備	防犯設備	情報近代化設備	全自動手指洗浄消毒器		ラザーミキサー	セットミラー	防犯設備	情報近代化設備	AV機器	ベルトコンベアー
送迎用車両	AED	全自動手指洗浄消毒器	防犯設備		集塵・掃除機	集塵・掃除機	デジタル映写設備	全自動手指洗浄消毒器	AED	配送用車両
AED		防犯設備	AED		音響設備	音響設備	AED			空気調和設備
		AED			駐車場設備	駐車場設備				溶剤清浄装置
					情報近代化設備	情報近代化設備				包装機
					フェイシャル機器	フェイシャル機器				情報近代化設備
					全自動手指洗浄消毒器	全自動手指洗浄消毒器				防犯設備
					防犯設備	防犯設備				AED
					AED	AED				

平成21年度導入...
平成22年度導入...
平成23年度導入...

※店舗等に既存店舗、支店開設、新規独立開業又は移転に関わらず店舗等の建築工事費、建物買取費及び賃貸店舗に係る敷金等を追加。

平成22年度生活衛生関係営業者に対する生活衛生貸付及び普通貸付の融資実績(直接扱)

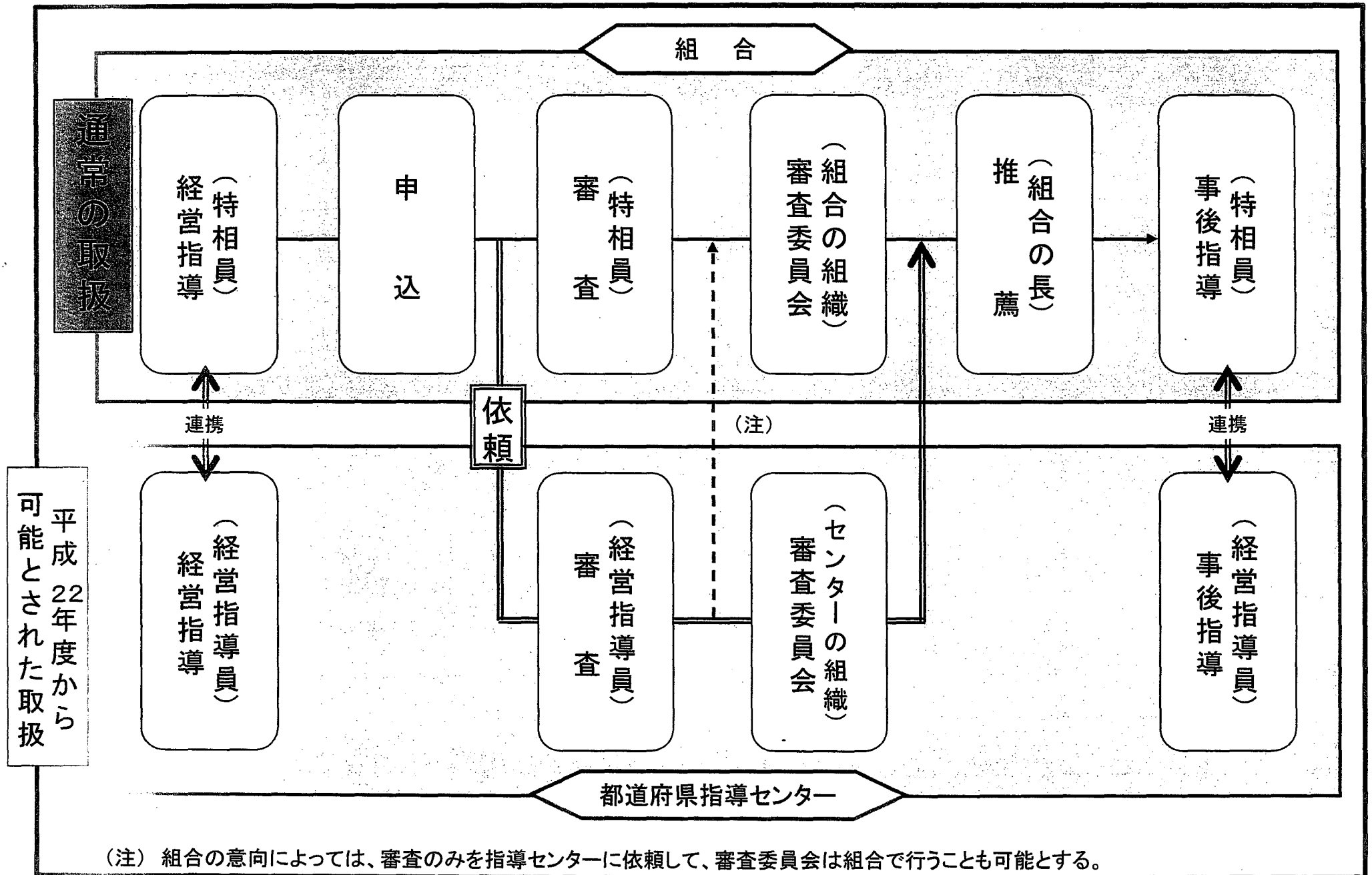
(単位:百万円)

業種名	生活衛生貸付 ^{注1}			普通貸付 ^{注2}		
	運転資金	設備資金	合計	運転資金	設備資金	合計
飲食店関係営業	6,227	28,579	34,806	82,943	32,538	115,481
食肉販売業	281	343	624	9,029	925	9,954
食鳥肉販売業	215	87	302	1,347	99	1,446
氷雪販売業	16	6	22	205	47	252
理容業	424	4,268	4,693	2,554	1,864	4,419
美容業	1,622	11,645	13,267	11,377	8,415	19,792
興行場営業	23	326	349	346	115	461
ホテル・旅館業	1,383	3,502	4,885	10,755	2,507	13,263
簡易宿所営業	4	150	154	537	351	889
下宿営業	0	8	8	79	147	227
一般公衆浴場業	16	393	410	452	48	500
サウナ営業	-	77	77	205	32	237
クリーニング業	1,058	1,264	2,322	7,591	1,325	8,916
合計	11,272	50,652	61,925	127,424	48,417	175,842

(注1)1 単位未満は切り捨てた。従って、合計は、内訳に計上された金額をそのまま加算したものと(注2)単位未満は切り捨てた。従って、合計は、内訳に計上された金額をそのまま加算したものと必ずしも一致しない。

2 表示方法 (1)「0」単位未満の計数 (2)「-」該当数字なし

生活衛生関係営業経営改善資金融資制度(衛経)の審査手続きについて



これまでの検討経緯

検討会及びワーキンググループにおいて、生活衛生関係営業に係る税制及び融資制度の活用支援方策の在り方や有効的な制度の在り方等について検討を行った。

<生活衛生関係営業の振興に関する検討会>

□第6回 平成23年1月20日

ワーキンググループの設置について

□第8回 平成23年7月21日

生活衛生関係営業の振興に関する検討会第3次報告書（案）について

<生活衛生関係営業に係る税制及び融資制度活性化方策検討ワーキンググループ>

□第1回 平成23年2月16日

第1次報告書の提言内容、今後の議論の進め方についての確認と、振興事業に係る事業計画書作成者に対する低利融資制度について議論を行った。

□第2回 平成23年5月18日

関係者からヒアリングを行い、税制及び融資制度の活性化方策について議論を行った。

□第3回 平成23年6月6日

関係者からヒアリングを行い、生活衛生関係営業の参画による商店街の活性化、税制及び融資制度の活性化方策、東日本大震災への

対応について議論を行った。

□第4回 平成23年6月16日

税制及び融資制度の活性化の論点の検討を行った。

□第5回 平成23年7月7日

生活衛生関係営業に係る税制及び融資制度活性化方策検討ワーキンググループ報告書（案）について議論を行った。

生活衛生関係営業の振興に関する検討会構成員名簿

(敬称略、五十音順)

青山	亨	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会会長
池田	誠	東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課長 (全国環境衛生・廃棄物関係課長会常任副会長)
井元	弘	(財)全国生活衛生営業指導センター理事長
梅田	次郎	(株)日本能率協会コンサルティング・行政経営アドバイザー
大澤	元毅	国立保健医療科学院建築衛生部長
大森	利夫	全国理容生活衛生同業組合連合会理事長
加藤	隆	全国飲食業生活衛生同業組合連合会会長
古座野	茂夫	厚生労働省行政モニター(元・神奈川県愛川町助役)
武井	寿	早稲田大学商学大学院教授
谷本	義広	(財)滋賀県生活衛生営業指導センター専務理事
飛松	純一	東京大学大学院法学政治学研究科准教授 (森・濱田松本法律事務所)
芳賀	康浩	青山学院大学経営学部教授
○原田	一郎	東海大学教養学部教授
前野	春枝	(社)全国消費生活相談員協会参与
増田	雅暢	(株)日本政策金融公庫国民生活事業本部生活衛生融資部長(平成23年6月29日まで)
三尾	高志	(株)日本政策金融公庫国民生活事業本部生活衛生融資部長(平成23年6月30日より)
三根	卓司	全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長
山岡	真弓	(財)京都府生活衛生営業指導センター指導部長

(○：座長)

計18名

生活衛生関係営業に係る税制及び融資制度活性化方策検討

ワーキンググループ構成員名簿

(敬称略、五十音順)

<構成員>

芋野 恭成	全国商工会連合会企業支援部長
久保 忠直	埼玉県保健医療部生活衛生課長
高橋 邦雄	高橋経営研究所 所長 (税理士・中小企業診断士)
中村 一三	日本税理士会連合会常務理事
○芳賀 康浩	青山学院大学経営学部教授
羽鳥 和彦	全国理容生活衛生同業組合連合会中央講師
深沼 光	(株)日本政策金融公庫総合研究所上席主任研究員
万事 誠	東浴信用組合融資部長
増田 雅暢	(株)日本政策金融公庫国民生活事業本部生活衛生融資部長 (平成23年6月29日まで)
三尾 高志	(株)日本政策金融公庫国民生活事業本部生活衛生融資部長 (平成23年6月30日より)
村橋 哲矢	東京都美容生活衛生同業組合
山岡 真弓	(財)京都府生活衛生営業指導センター指導部長

(○：座長)

計12名

<オブザーバー>

中嶋 重光	中小企業庁事業環境部財務課税制専門官
-------	--------------------